

**美里町総合計画・美里町総合戦略
(案)**

**保健医療福祉部会
部会報告 資料**

(2) 各分野における取組の基本的方向

(保健・医療・福祉) 健やかで安心なまちづくり

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしを送れるよう保健、医療、福祉の各分野を充実させます。また、住民一人ひとりが人や地域とのつながりを大事にし、思いやりの気持ちを醸成し、地域住民が共に支え合う体制を構築できるように政策を展開していくこととします。

第2章 健やかで安心なまちづくり

基本方針

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしを送れるよう保健、医療、福祉の各分野を充実させます。また、住民一人ひとりが人や地域とのつながりを大事にし、支え合う気持ちを醸成し、地域住民が共に支え合う体制を構築できるように住民に寄り添った政策を展開していくこととします。

保健の充実

住民一人ひとりが「自らの健康は自らで守り、自らでつくる」まちづくりを進めます。要介護高齢者と寝たきり高齢者の増加を抑え、住民一人ひとりが生涯を通して健康で過ごせるようにするとともに、年々増加する社会保障費の抑制を図ります。

医療の充実

町立南郷病院を本町の地域医療の拠点とすると同時に、大崎地域近隣市町等広域的医療圏との連携によって住民が適切な医療を受けることができる体制を確保していきます。

高齢者福祉の充実

高齢者福祉においては、公助から自助、共助に重点を置いた社会づくりが求められてくることから、介護保険制度の充実と地域福祉社会の充実を進める一方で、“生涯現役”を合言葉に、多くの高齢者が生涯を通して元気に“はつらつ”と、社会の様々な場面において活躍できるようなまちづくりを進めていきます。

地域福祉の充実

地域福祉については、少子高齢化や核家族化等による生活スタイルの変化や、障害を持つ人が地域で生活することが進む中、地域全体で支えていく重要性が増していることから、地域住民の共助による地域福祉力を向上させる町づくりを進めます。

障害者福祉の充実

障害者福祉行政の一層の充実を図り、障害のある方が自己実現のできる社会、そして、暮らしやすいまちづくりを進めていきます。また、困っている人を見かけたなら、まわりの人たちが声をかけ、助け合うような障害者に思いやりのあるまちづくりを進めていきます。

子育て支援の充実

子どもたちは町の宝です。一人ひとりの子どもの暮らしを見守り、困っている児童、困っている家庭を社会全体で支えていくまちづくりを目指します。また、就学前の子どもたちは保育所、幼稚園又は在宅とそれぞれ異なる環境の中で乳幼児期を過ごしています。すべての子どもたちが必要な保育と質の高い幼児教育を受けて、大切な乳幼児期にすくすくと成長できるよう、保育と幼児教育の環境整備を総合的に進めます。保護者が働きながら安心して子育てできるよう待機児童の解消に取り組み、出産から子育てまでの切れ目のない支援により、すべての子どもたちが夢と希望を抱くことのできるような美里町をつくります。

第2章 働きがで安心なまちづくり

政策5 保健の充実

- 施策11 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進
- 施策12 働きがで母子保健活動の推進

政策6 医療の充実

- 施策13 地域医療体制と町立南郷病院の充実
- 施策14 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実

政策7 高齢者福祉の充実

- 施策15 高齢者が安心して暮らすための対策

政策8 地域福祉の充実

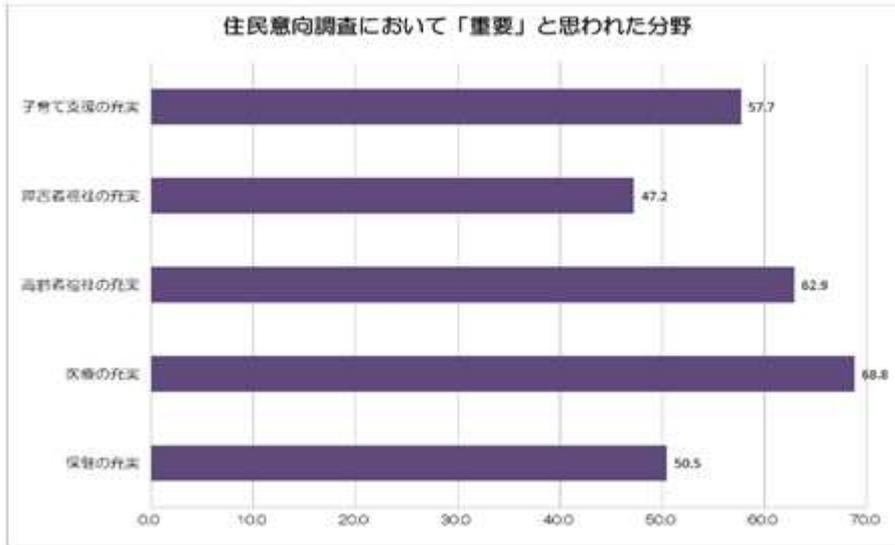
- 施策16 地域で支える社会の充実

政策9 障害者福祉の充実

- 施策17 安心して暮らせる地域づくりの推進

政策10 子育て支援の充実

- 施策18 働きがで子育てする家族を支援するための対策
- 施策19 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策
- 施策20 児童虐待を防止するための対策



施策 1 1

生活習慣病などから住民を守るための 保健活動の推進

施策の目的

- 住民の命及び自らの健康を守る健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

現状と課題

- 住民の命を守るための取組は、町にとって大きな役割です。
- 少子高齢化が進み、医療や介護に係る負担は一層増すと予想されることから、これまで以上に生活習慣病を予防するなど健康を増進し、健康寿命を延ばすことが重要です。
- 全国的な傾向と同様、本町における死亡原因は、がん、心疾患及び脳卒中高い割合となっています。
- 健康診査・がん検診の受診率の向上を図ってきました。
- 検診受診後の要精密検査者該当者のうち、未受診者がいることが課題となっています。
- 罹患者が増える**40歳代から50歳代**の働き盛りと言われる世代に対し、知識習得の動機付けをする健康教育、健康相談、個別訪問、様々な方法によるアプローチが難しく、また、検診の受診率は低くなっています。
- 二次検診の実施等による受診する機会の拡大や、個別通知による受診の勧奨によって受診率は微増の傾向です。
- 生活習慣病の発症予防のため、生活習慣を改善する方法などの普及啓発は必要です。
- 生活の質の低下を招く原因となる生活習慣病の発症予防のため、生活習慣を改善する方法の普及啓発は必要です。
- 食生活の改善は、「自分の健康は自分で守る」、「家族の健康は家族で守る」意識につながることから、疾病にかかりにくい食生活の知識を啓発するこ

とが必要です。

- 国民健康保険会計の歳出抑制に寄与するためにも、住民の健康増進策は必要です。

施策の展開

- 住民の命を守るため、早期に疾病を発見し、治療につなげられるよう努めます。
- 健康への意識を高めるとともに、各種健康診査・がん検診の受診率の向上を目指します。
- 働き盛り世代の受診率向上を目指します。
- 検診結果における精密検査該当者等については、個別の受診勧奨等に努め、重症化の予防に努めます。
- 住民が生涯を通して健康で自立した生活が送れるよう、生活の質の低下を招く原因となる生活習慣病の発症を予防し、住民自らが主体的に取り組む健康づくり施策を継続していきます。
- 生活習慣病予防のための正しい知識と食生活を含めた、生活習慣改善の方法について、普及啓発を行います。

関連事業

- 疾病の早期発見につなげる各種検診事業の実施及び受診率向上に向けた対策
- 精密検査該当者の受診勧奨等重症化予防のための取組
- **健康協力員**の配置
- 生活習慣病予防のための普及啓発と保健指導の実施
- 食生活からの健康づくりの啓発
- **食生活改善推進員会等**の地区組織や食育に関わるボランティアの育成・研修

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

働き盛り世代の死亡者の割合を検証しながら、壮年期における死亡者数及び割合の減少及び健康寿命の延伸を目指すため、65歳未満の死亡

者数及び割合を指標としました。

指標) 65歳未満の死亡者数及び割合 (単位:人(%) 総死亡者数に対する割合)

H25 (実績)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
40 (10.8%)	45 ()	45以 下	45以 下	45以 下	45以 下	45以 下	45以 下

施策 1 2

健やかな**母子**保健活動の推進

施策の目的

- **すべての**子どもを健やかに育てます。

現状と課題

- 女性の社会進出、少子化、核家族化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しているなかで、個々の家庭や養育者が抱える問題は多様化しています。
- それぞれの家庭の状況や内容に応じた個別支援が大切となっています。
- **妊娠・出産・子育てへの切れ目のない子育て支援策が求められ、母親や家族の不安の解消を図る必要があります。**
- 疾病に対する免疫がない乳幼児に対し、予防接種法に基づく接種を実施しています。
- 母子健康手帳の交付時に面接相談を実施しています。
- 乳幼児健診時においては、疾病の早期発見だけでなく、子育て支援の側面から発育段階や養育環境等に応じた育児支援を行うことができました。
- 生活習慣の基礎づくりの時期である乳幼児期に、むし歯予防に向けた継続的な取組を行いました。
- 3歳児のむし歯保有率及び1人当たりむし歯数は減少傾向となってきましたが、宮城県は全国的にむし歯保有率が下位の状況であります。本町は県全体の保有率より高い状況となっていることから、今後もむし歯予防に向けた望ましい生活習慣の啓発などの取組が必要です。

施策の展開

- 感染症の予防、重症化予防及び感染症のまん延防止のため、予防接種事業を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。
- 養育者が育児不安になりやすい時期、特に新生児期に全戸訪問を実施し、子育てに対する不安の解消を図ります。

- 乳幼児健診の相談及び個別の訪問等を通し、子どもの発育・発達段階を養育者とともに確認し、安心して子育てができるための保健指導等を実施します。
- 母子の健康を守るため、妊婦への健康診査を実施します。
- 乳幼児の健やかな成長を守るため、乳幼児の健康診査を実施します。
- 乳幼児健診の未受診者に対し、受診勧奨を行い、養育状況の把握に努め、関係機関とともに必要な支援を行います。
- 乳幼児期からのむし歯予防にむけた取組を実施します。

関連事業

- 予防接種の実施及び未接種者への対策
- 気軽に利用できる育児相談（親と子の心の相談事業、健診時における心の相談）
- 妊婦健康診査及び新生児への訪問等
- 乳幼児の健康診査の実施
- 養育医療等の支援
- 幼児歯科検診及び歯科保健事業によるむし歯予防対策

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

子どもたちが健やかに育まれるためには、保健的な支援と福祉的な支援とその充実が図られることが必要です。特に妊娠・出産後から継続的に実施する乳幼児健診の受診率95%以上を維持及びむし歯保有率の減少を目指し指標としました。

指標) 乳幼児健診受診率 (受診数 ÷ 対象数 × 100) (単位: %)

4 か月児、1 歳 3 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳児及び 3 歳児健診

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
94.7	94.8	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上

指標) 3歳児における一人当たりのむし歯本数(平均本数 単位:本)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1.24	0.88	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下

施策13

地域医療体制と町立南郷病院の充実

施策の目的

- 医療体制への安心感を築きます。

現状と課題

- 本町の医療機関は、内科、外科、小児科、眼科及び整形外科を持つ町立南郷病院のほか、1病院、9医院、11歯科医院(平成27年7月1日現在)があります。
- しかし、町内には、産婦人科や精神科等の診療機関がなく、また、町立南郷病院の小児科も週に1日、眼科と整形外科にあっては月に2日のみの診療で、多くを近隣市町の医療機関に依存しています。
- 高齢化社会にあって通院される方の交通手段の確保も重要な課題です。
- 町立南郷病院では、内科医及び外科医による在宅訪問診療を実施しています。
- 在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加しています。こうした需要に応えるために在宅訪問診療の一層の展開が求められています。

施策の展開

- 医師を安定的に確保し、**これからも**町立南郷病院を町の医療拠点に位置づけます。
- 町立南郷病院における外来診療と入院診療を充実させます。
- 通院に役立つ公共交通を維持し、誰もが通院しやすい環境を整備します。
- 在宅訪問診療の拡充に努めます。
- 町内及び近隣市町の医療機関と協力し、また、近隣自治体との連携強化を図りながら地域医療体制の整備を進めます。

関連事業

- 地域医療拠点としての町立南郷病院の充実
- 通院手段としての住民バスやデマンドタクシーの運行
- 在宅訪問診療の拡充
- 医療機関及び近隣自治体との連携強化

施策の指標

✓ 指標の考え方

高齢化の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加し、その必要性が高まっていることから、在宅訪問診療件数を指標としました。

指標) 在宅訪問診療件数 (単位: 件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
430	493	500	510	520	530	540	550

施策 1 4

救急医療体制・広域医療体制の整備と充実

施策の目的

- 初期救急医療体制を維持し、適切な医療へつなげるよう充実を図ります。

現状と課題

- 救急医療の利用は高齢化、住民意識、社会情勢の変化等により増加・多様化しています。
- 救急医療機関においては、医療スタッフの偏在・不足など体制の整備が求められます。

- 大崎市民病院救命救急センター運営費については、利用実績により各市町の負担額が決定される見込みであり、負担額の今後一層の増加が懸念されます。
- 休日の初期救急医療については、大崎圏域の医師会等関係機関と体制の維持について連携協力してきました。
- 町立南郷病院では、平日夜間を含め初期救急医療を行っています。
- 平日夜間の救急医療や高次の医療機関整備が求められていますが、町単独で整備していくことは、実質的に困難なことから医療圏単位における検討を進めています。

施策の展開

- 大崎市民病院救急救命センターの運営費を負担し、当該センターを活用します。
- 大崎地域の休日夜間医療体制について維持していきます。
- 救急医療機関の適切な利用についての普及啓発と、大崎医療圏等近隣市町や関係機関と協議を行い、救急医療体制の確保を推進していきます。

関連事業

- 大崎市民病院救命救急センターとの連携強化
- 休日及び夜間における救急医療体制の確保
- 救急医療機関の適正利用の啓発活動の展開
- 救急医療体制の広域的整備の検討

施策の指標

✓ 指標の考え方

遠田郡及び大崎地区の医師会等との連携協力や町立南郷病院での対応により、今後も、平日夜間・休日の初期救急医療体制を維持していくことから、平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数を指標としました。

指標) 平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数(単位:日)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
365	365	366	365	365	365	366	365

施策15

高齢者が安心して暮らすための対策

施策の目的

- 生涯にわたり“生き生き”と元気に暮らせるまちをつくります。

現状と課題

- 町の高齢者数の増加、町の高齢化率の上昇はますます進行することが見込まれていますが、恒久的な高齢者福祉の充実を実現するためには要介護・要支援認定者数を抑制することが必要です。
- 社会情勢の変化と度重なる介護保険制度の改正等により高齢者を取り巻く環境は、大きく変わっています。
- これからの高齢者福祉については、住民同士が支え合い、また高齢者自らも支える側に回り社会参加活動を通して生きがいつくりと地域との交流から、ひいては介護予防に繋げて行くことが求められています。
- 介護給付費の抑制には、予防事業の実施が効果的です。
- リスクの低いうちから介護予防に取り組むことや適切なサービスを受けることで、介護度の進行を遅らせることができます。
- 住み慣れた地域での自立した生活を長く続けるためには、介護予防の啓発が必要です。
- 一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯が増加する中で、介護保険や生活支援等の各種サービスの必要性が高まっています。
- 高齢者への適切なサービス利用に繋がれるよう地域の実態把握、相談業務及び関係機関とのネットワーク強化が必要となっています。

施策の展開

- 敬老思想の普及を図り、高齢者が地域において敬愛され、親しまれる雰囲気醸成します。
- 高齢者の知識、経験及び技能を生かした様々な社会活動を促し、活動を通

した生きがいづくりや健康づくり、地域社会との交流が図られるよう支援します。

- 介護予防の重要性を広く周知し、意識を高めるとともに、高齢者の身近なところで介護予防の取組ができる場所づくりも併せて進めます。
- 支援が必要な高齢者の**実態把握に努め、さらにサービス基盤の整備を進めて適切なサービスの利用に繋がります。**
- 高齢者の**実態と支援が必要な方の把握に努め、サービス基盤の整備を進めるとともに対象者への適切なサービス利用に繋がります。**
- 民生委員、行政区、ボランティア、介護・医療の関係機関団体等と連携しながら、高齢者を支援できる体制とシステムの構築を図ります。
- 高齢者、特に介護を要する高齢者と、その家族に対し、支援を行います。
- 介護保険制度を正しく理解していただくための広報・啓発活動を展開します。

関連事業

- **敬老思想の普及啓発活動の実施**
- 高齢者の**社会活動**を支援
- 高齢者の自立生活に向けた支援
- 要保護高齢者の入所措置の実施
- 高齢者からの様々な相談への対応
- **一人暮らし高齢者等**に対する見守り支援
- 高齢者を在宅で介護している家族を支援する事業
- 介護保険制度における地域支援事業
- 介護保険制度における各種保険給付事業

施策の指標

✓ 指標の考え方

介護を要せず生涯にわたって“**生き生き**”と自立して生活していく住民を増やすこととし、65歳以上高齢者で要介護・要支援認定を受けていない者の年齢階層別（5歳刻み）に見た割合の平均値を指標としました。

指標) 65歳以上高齢者で要介護・要支援認定を受けていない者の年齢
階層別(5歳刻み)に見た割合の平均値(単位:%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
74.0	74.1	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0

施策 1 6

地域で支え合う社会の充実

施策の目的

- 助け合いによる福祉社会を実現します。

現状と課題

- 現代では、公的な福祉サービスが発展してきたものの、各種サービスに該当しない又は公的な制度では対応できないケース、「孤独死」というような地域社会において見えにくい問題が発生しています。
- 社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至る人や若年層の生活保護受給者が増えています。
- 地域福祉において切れ目のない支援が必要となっています。
- 少子高齢化・核家族化が着実に進行している現状を踏まえ、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を地域で支えていく重要性が増しています。
- 自立を支援する各種サービスの充実と併せて、高齢者や障害者等を地域で支える地域福祉力の向上と住民同士がお互いに助け合う地域の形成が求められています。
- 高齢者等を地域で支える地域福祉力の向上と地域で支え合う福祉社会の形成のため、各種講座や研修会等を開催しています。
- 美里町社会福祉協議会は、その専門性を生かして地域住民の自発的な活動を育成し、地域社会が求めていることや計画の立案、社会資源の活用、地域住民への福祉教育などを総合的に実践しています。さらにニーズ調査に基づき地域の住民を対象に各種事業を展開しています。
- 高齢者に対する地域福祉の展開は、地域包括支援センターがその専門性を生かして、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等）のチームアプローチにより、地域住民を対象に各種の事業を展開しています。

施策の展開

- 災害時の高齢者、障害者等への支援策について検討します。
- 美里町ボランティアセンター等を運営している美里町社会福祉協議会をはじめとする各種福祉関係団体との連携を強化します。
- 高齢者福祉、障害者福祉、母子・父子福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の総合的な取組から、地域福祉の実現のため、地域福祉計画を策定します。
- 地域福祉の推進基盤の充実させるため、地域課題に取り組む団体やボランティア、人材の育成活動等を行う団体及び地域内での見守り活動を行う団体の支援を行います。
- **地域住民の自発的な活動により地域福祉の推進を図れるよう基盤を充実させます。**

関連事業

- 災害時の要支援者への対策
- 美里町社会福祉協議会等の福祉関係団体との連携強化
- 地域福祉計画の策定
- ボランティア団体等の地域福祉活動に対する支援

施策の指標

✓ 指標の考え方

地域福祉を実現するため、福祉に携わる人の増加も必要になってきます。そこで福祉活動を行っているボランティア団体への登録者数を指標としました。

指標) 福祉活動を行っているボランティア団体への登録者数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1,253	1,666	1,670	1,675	1,680	1,685	1,690	1,695

施策17

安心して暮らせる地域づくりの推進

施策の目的

- 障害の有無に関係なく、共に“**生き生き**”暮らせるまちをつくります。

現状と課題

- 障害のある人も**地域の一員として安全に安心して**に暮らせる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策を推進しています。
- 平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、行政機関や民間事業者には、障害を理由とする差別的取扱いが禁止されます。
- 親が亡くなった後の対応が、大きな課題となっています。
- 発達障害及び自閉症の子どもが増えていることから、早期発見・早期支援が必要です。
- 福祉サービスに対する要請は、多様化しています。
- 精神障害、強度行動障害等の重度障害者を受け入れるため、障害特性に応じた専門的な知識、技量向上のための福祉を担う人材育成が急務です。
- 障害に対する理解が図られるように**努めています**が、いまだに理解不足による差別や偏見が見受けられます。住民や企業等はさらに障害のある人に対する理解を促進する必要があります。
- 障害のある人の「働きたい」という意欲を叶えるため、障害者の雇用を促進する必要があります。

施策の展開

- 障害者自身が地域で日常生活を送ることができるよう支援します。
- 日常生活で支障が生ずる場面において支援します。
- 障害者の家族及び介護者の生活を支援します。
- 障害者の人権を擁護します。

- 家族の緊急時に受け入れできる機能と地域移行や親元からの自立を促進できるように相談支援体制や場面場面での確に相談できる相談体制を充実します。
- 幼稚園等の教諭及び保護者を対象とした研修会を開催し、早期支援を図ります。
- 子どもの時から障害に対する理解を深めるため、積極的に福祉学習を進めます。
- 福祉の人材を育成するため地域自立支援協議会と連携し、研修会などを開催します。
- 親亡き後の支援に対応するため、町内事業者にグループホームの建設を働きかけます。
- 障害者雇用を促進するため、一般企業等の受け入れが積極的になるよう関係機関と連携して取り組みます。
- 障害を理由とする差別の禁止に関して、職員が適切に対応します。

関連事業

- 障害者が自立するために必要な医療への支援
- 障害者の日常生活能力の確保への支援
- 障害者の日常生活への支援
- 障害者の活動の場の提供及びその家族への支援
- 障害者の権利の擁護
- 緊急受入れ機能を持つ地域生活支援拠点等の整備
- 障害者及びその家族並びに介護者からの相談受付
- 早期療育指導訓練の実施
- 障害に対する理解を深める研修会・イベントの実施
- 障害福祉サービス事業所従事者研修会の実施
- グループホームを建設する事業者への補助
- 地域自立支援協議会と連携した就労ネットワークの形成
- 差別解消に関する職員対応要領の作成

施策の指標

✓ 指標の考え方

障害に対する理解が進むことで、障害の有無に関係なく自分の能力を
 発揮できる地域が作られます。障害に対する理解を促進するため**まず関係者**
を対象とした研修会の参加者数を指標としました。

指標) 障害に対する理解を促進するための研修会の参加者数

(単位：人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	23	30	40	45	50	55	60

施策 18

働きながら子育てする家族 を支援するための対策

施策の目的

- 働きながら子育てしやすい町をつくります。

現状と課題

- 子ども医療費助成の対象を、平成26年10月から中学生の入院及び通院までとしました。
- 子ども医療費の助成については、所得制限を撤廃し、町内に住む0歳児から中学生まですべての医療費を無料にしました。
- 平成25年度に小牛田保育所分園を増室し、1・2歳児について、13人の受入れを拡大しました。
- 公立保育所への入所を希望する待機児童で、認可外保育施設を利用している場合は、待機児童に含まれませんが、その数は平成26年度において0歳児3人、1歳児2人、2歳児4人、合わせて9人となっています。
- 転入する世帯は共働き世帯が多いこと、年齢が若い保護者が住宅を取得していること、及び母親が出産後まもなく職場への復帰を望むケースが多いことから、0歳児の待機児童数は増えています。
- 待機児童の受け皿として、小牛田保育所の1歳児6人、なんごう保育園の0歳児3人を受け入れるための保育士の数が足りない状況です。
- 保育士の確保対策として、賃金改善、継続雇用など非常勤保育士の雇用改善を行っています。
- 子どもたちに良い保育環境を与えるため、保育環境整備と待機児童解消対策とを併せて進める必要があります。
- 認可外保育施設入所児童の保護者に対する助成金の範囲を、平成26年4月から町内の施設のほか町外の施設まで拡大しました。

- 町内にある1つの事業所内認可外保育施設が、事業所の従業員の児童以外に、地域の児童も受け入れることになり、認可外保育施設は、平成26年度から6施設となり、0歳児から2歳児までの受入れ先が増えています。
- 放課後児童クラブの長期休業、土曜日の開館時間を、平成26年12月から午前8時から午前7時に早めたことにより、保育所及び放課後児童クラブは午前7時から午後7時までの開所時間として、子どもを抱えながら働く保護者を支援しました。
- 放課後児童クラブの対象を3年生までとしています。各施設の定員と利用状況、クラブ室の面積要件の状況を勘案しながら、クラブごとに高学年の受入れを行う必要があります。
- すべての小学校区で、余裕教室の活用を図りながら学童保育を実施する必要があります。また併せて委託化も検討する必要があります。
- 放課後子ども総合プランは、「総合教育会議」を活用し、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策のあり方について協議し進める必要があります。

施策の展開

- 子どもに係る医療費を助成することで、経済的な負担を緩和します。
- 保護者の勤務に合わせた保育施設の確保に努めます。
- 認可外保育施設から認可保育所への移行の支援を行い、保育の需要に応えます。
- 子育てに関係する団体の設立及び運営を支援します。

関連事業

- 子どもに関する医療費の助成
- 母子父子家庭への医療費の助成
- 延長保育並びに病後児及び障害児の保育
- 認可外保育施設及びその保護者への支援
- 町内の公立保育所、児童館の管理及び運営
- 子どもに関係する地域組織活動の支援
-

施策の指標

✓ 指標の考え方

若い世代は産み育てやすい町に関心があります。出産・育児の際に居住するかしないかの選択肢の一つとなります。今後、産み育てやすい町を実現することで得られる出生数、さらには子育てしやすい環境を表す数値の一つとして、保育所における待機児童数を指標としました。

指標) 年度内の出生数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

指標) 保育所における待機児童数(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
8	9	8	0	0	0	0	0

施策 19

出産や子育てに不安な家族を 支援するための対策

施策の目的

- 子育てが楽しいと感じる家庭を増やします。

現状と課題

- 小牛田地域及び南郷地域の子育て支援センターに平成26年度内に、のべ6,841人の親子が来館しています。

- 近所に知り合いも話し相手もないことは、家庭で子育てに行き詰まること
があります。
- 子育て支援センターで同じ境遇の親と交流し、また保育士などに子育ての不
安や悩みの相談をすることは、大きな支援となります。
- アンケートの調査結果によると、子育てに不安を抱える33.3%の保護者
は、『離乳食』、『子ども同士の付き合い』、『職場復帰した場合』、『子どもと
の接する時間が少なくなる』などの内容でした。
- 子育て支援センターに対し、食育や同世代の子どもたちの交流を行って欲し
いとの要望があります。
- 子育て支援センターの利用については、行事へ積極的に参加し、利用してい
るとの声が寄せられています。

施策の展開

- 育児疲れや育児で悩んでいる母親に対し子育て支援センターの利用を拡大
します。
- 子育て中の親同士の交流を盛んにします。
- 選任職員による相談体制の充実を図ります。
- 子育て支援センターの利用者の利便性を向上させます。
- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問し、子育
て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

関連事業

- 子育て支援センターの管理及び運営
- 子育て支援センターと児童館との連携
- 保護者に身近な子育てガイドブックの作成
- 乳児家庭全戸訪問事業

施策の指標

✓ 指標の考え方

子育てへの不安解消は、少子化対策に向けた大きな支援となることから、支援センターの利用者が「不安」と回答する割合を低下させることを目指し、子育てに不安を抱く人の割合を指標としました。

指標) 子育てに不安を抱く人の割合 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
23.2	33.3	25	20	10	5	3.3	2.5

子育て支援センターが、子育て中の保護者の拠り所になるための取組を進めることが、今後求められる中で、その結果について指標としました。

指標) 子育て支援センターの利用者数 (のべ人数) (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
7,889	6,841	8,000	9,000	10,000	10,500	11,000	11,500

指標) 子育て支援センターの利用登録者数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
		200	210	220	230	240	250

施策 20

児童虐待を防止するための対策

施策の目的

- 子どもの命を守ります。

現状と課題

- ネグレクト及び心理的虐待者の世帯は、統計上、低所得で生活苦のケースが多く、また親が幼い頃も同じ境遇だったことが多いと言われています。
- 家庭環境は子どもの知性や心身の成長に、大きく影響します。
- 虐待は、子ども自身での解決は困難で、関係機関の継続的な支援が必要です。
- 要保護児童対策地域協議会は、関係機関等の連携により、発生から予防や発見・通告から援助まで迅速かつ適切な対応を行っています。
- 平成26年度の実務者会議において、終結したケースは6件、継続するケースは20件、新たなケースは7件と認められました。
- 支援対象のケースとしては、身体的虐待9件、ネグレクト7件、心理的虐待6件などとなっています。
- 町の健診事業、幼稚園、保育所、学校等と情報の連携し援助を行っています。

施策の展開

- 個別ケース会議及び要保護児童対策地域協議会の実務者会議を開催し、情報を共有します。
- 実務者会議において、虐待の件数及び内容を確実に把握していきます。
- 初期の要保護児童について具体的な支援内容を検討する個別ケース会議を開催します。
- 保健師、学校、民生委員等の連携により、家庭まで入り込んだ対応を行っています。
- 子どもの命を守るため、児童相談所・警察への通報も行います。
- 乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問し、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言などを行います。また、必要な場合は、児童相談所、福祉事務所など関係する機関と個別ケース会議を行い、対応を協議しています。

関連事業

- 虐待に関する相談
- 虐待に関する通報・相談の児童相談所の周知
- 養育支援訪問事業

施策の指標

- ✓ 指標の考え方

要保護児童等の支援に対する関係機関の機能を測るため、要保護児童対策地域協議会実務者会議で支援を行った件数を指標としました。

指標)要保護児童対策地域協議会実務者会議で支援を行った件数(単位:件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
35	33	30	27	24	21	18	15